

吹田市情報公開運営審議会 会議録（第50回）

開催日 平成29年（2017年）8月4日（金曜日）
開催時間 （開会）午後2時 （閉会）午後3時30分
場所 吹田市役所 高層棟4階 特別会議室
会議次第 1 会長・副会長互選
2 平成28年度（2016年度）情報公開制度の運用状況について
3 吹田市情報公開の制度運営に関する重要事項についての諮問
4 その他
出席委員 会長 石橋 徹也 副会長 木下 智史
石橋 岳人 大江 尚子 大枝 正人
西岡 昌佐子 廣瀬 力松
欠席委員 岩城 伸 緒方 幹也 相馬 孝
恒田 美月
出席市職員 <事務局>
市民部長 高田 徳也
市民部次長（市民総務室長兼務） 森本 茂
市民部市民総務室参事 柿本 卓志
市民部市民総務室主幹 藤原 千景
市民部市民総務室主査 福田 章宏
市民部市民総務室係員 福島 一貴
傍聴者 5名

第50回吹田市情報公開運営審議会

平成29年8月4日（金）
午後2時から午後3時30分
吹田市役所 高層棟4階 特別会議室

藤原市民部市民総務室主幹 委員の皆様、お揃いですのでただいまより第50回吹田市情報公開運営審議会を開催させていただきます。

本日は、皆様方には、公私何かと御多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の審議会の出席状況を報告いたします。当審議会11名中7名の委員が出席されております。吹田市情報公開運営審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は成立しております。

なお、岩城委員、緒方委員、相馬委員、恒田委員におかれましては所用のため、本日欠席されております。

それでは初めに、本日の御出席の皆様の御紹介をさせていただきます。

<委員及び事務局職員紹介>

藤原市民部市民総務室主幹 それでは次第に則りまして、会長及び副会長の選任に移りたいと思います。

吹田市情報公開運営審議会規則第3条第1項の規定により、会長及び副会長は委員の互選により定めることになっております。最初に会長の選任をお願いしたいと思います。選任にあたりましてどなたか御発言ございますでしょうか。

西岡委員 事務局に一任をお願いしたいです。

藤原市民部市民総務室主幹 ありがとうございます。西岡委員から一任ということを賜りまして、事務局としましては、前任期の石橋 徹也会長に引き続きお願いしてはどうかと考えております。

委員の皆様、どうでしょうか。

<委員からの異議なし>

藤原市民部市民総務室主幹 ありがとうございます。皆様から御承認をいただきましたので、会長は石橋 徹也委員をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

続きまして、副会長の選任をお願いしたいと思います。事務局としましては、副会長は会長をサポートする役割ですので会長に一任したいと思います。いかがでし

ようか。

<委員からの異議なし>

藤原市民部市民総務室主幹 ありがとうございます。それでは石橋会長に御意見をお伺いしたいと思いますが、会長いかがでしょうか。

石橋会長 では、ぜひ、木下先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

<委員からの異議なし>

藤原市民部市民総務室主幹 ありがとうございます。それでは副会長は、木下委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それではここで、石橋会長と木下副会長に御挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

石橋会長 石橋でございます。何分若輩者ではございますが、司会・進行ということで御容赦くださいませ。よろしくお願いいたします。

木下副会長 木下でございます。1年に1回なので全く慣れませんが、よろしくお願いいたします。

藤原市民部市民総務室主幹 ありがとうございます。それでは、申し訳ございませんが、会議を始める前に会長・副会長、座席の移動をお願いしたいと思います。前列のほうにお願いいたします。

<会長・副会長座席移動>

藤原市民部市民総務室主幹 それでは、本日の資料の確認をさせていただきます。

案件2の「平成28年度（2016年度）情報公開制度の運用状況について」の資料は、事前に各委員にお配りさせていただいておりますが、お持ちでない方は、いらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。

続きまして、本日お席のほうに配布させていただいております資料として、本日の次第、委員名簿、座席表、諮問書とそれに付随します資料となります。お手元のほうございますでしょうか。

では最後に、本審議会の議事録の作成につきましては、署名方式をとっております。今日は、五十音順にて石橋 岳人委員と大江委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以後の進行につきましては、石橋会長にお願いしたいと思います。石橋会長よろしくお願いいたします。

石橋会長 はい、ではよろしくお願いいたします。

早速ですが議事を務めさせていただきます。最初に傍聴人はおられますか。

福田市民部市民総務室主査 本日の傍聴希望者は5名でございます。入室いただいてよろしいでしょうか。

石橋会長 では、よろしくお願ひします。

<傍聴人入室>

石橋会長 よろしいですかね。では、会議次第の案件1「会長と副会長の選任」については済みましたので、案件2「平成28年度（2016年度）情報公開制度の運用状況について」、吹田市情報公開運営審議会規則第5条に基づき、資料の説明を受けたいと思います。よろしくお願ひします。

藤原市民部市民総務室主幹 もう一度資料の確認をさせていただきます。こちらの「吹田市情報公開制度の運用状況 平成28年度（2016年度）」の冊子。1枚物なんですけど、「平成28年度（2016年度）情報公開制度の利用状況」。両面印刷になっております、「過去7年度分 利用状況表」と「吹田市公文書公開請求の決定内容 平成28年度（2016年度）」のかなりページ数のある、46ページになった冊子です。座って説明させていただきたいと思います。

「吹田市情報公開制度の運用状況 平成28年度（2016年度）」について御説明させていただきます。

最初に、運用のよりどころとなっております吹田市の「情報公開条例」につきまして、お手元の若草色をしたファイルを開いていただきまして、その3番目の見出しのインデックスにて、「情報公開条例 趣旨と解釈」という赤みを帯びた、このサーモン色の表紙のものがあります。そちらのほうを御覧ください。そちらを1枚めくっていただき、目次の欄がございます。

この「情報公開条例」に基づきまして、私どもは情報公開請求の事務を行っております。ここに整理されております条例の項目から、ざっと条例の内容を見ていこうとするものですが、第1条から第4条までは、「総則」ということで総論的な位置付けになります。第1条のこの条例の目的についてですが、1ページに、「この条例は、公文書の公開をはじめとする、総合的な情報の公開を推進することにより、市政に関して、市民の知る権利を保障するとともに、一層公正で民主的な市政の執行を図り、もって地方自治の本旨に即した市政の発展に寄与することを目的とする。」そして、「市民の知る権利」を示しております。

次に公文書の定義につきましては、説明が2ページの第2条にございまして、公文書とは、「実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書、図画及び写真、並びに電磁的記録であって、実施機関が管理しているものをいう。」としており、公文書を広く取

り扱っているものでございます。

また、目次のほうに戻っていただきまして、第5条から第15条までは公開請求の手続き部分を定めております。第16条から次のページの第25条の2までの審査請求は、情報公開請求がされ、時に請求者の方からその決定に御不満を持たれる場合がございます。その時に、第三者的な機関として、審査会という外部からの学識経験者の方々の御判断をいただく別組織を設けております。

そこで実施機関の決定は正しかったのかを審議していただき、答申をいただく、そういった時の取り決めの事項のところでございます。そして、第26条から第29条の2までは「総合的な情報公開の推進」についての規定です。第26条のところでは、委員の皆様の情報公開運営審議会の位置付けが明記されております。

最後、雑則というところで、第30条から第36条までのところですが、手数料や費用負担などを定めております。手数料の徴収につきましては、吹田市では条例制定当時から吹田市民のみに限らず、何人でも公開請求ができるものとしており、また市内の請求者には手数料が無料ですが、しかし、市外の請求者に限っては、吹田市民の税金で業務運営を行っていることから、手数料を有料とし、1件につき300円を徴収しております。またコピー代の規定は施行規則で料金を規定しており、市内・市外の方の区別なく白黒一枚につき、10円を徴収しているものであります。手数料につきましては後程、案件3のほうにて諮問及び御説明させていただきます。以上が簡単ですが条例内容の概要となります。

続きまして、資料の「吹田市情報公開制度の運用状況」のほうをお願いいたします。この資料は、私ども市民総務室情報公開担当での1年間の報告書というべきものでございます。まずは表紙をめくっていただきまして、「第1 情報公開制度の運用状況」「1 「情報公開条例」について」という部分ですが、こちらは情報公開制度の歴史を記載しており、変遷を書いておりますが、今回この場での説明は割愛させていただきます。

続きまして、2の「公文書公開請求の状況について」です。まず、処理状況のほうについて御説明させていただきます。別にごございます資料の両面印刷1枚物の、こちらの利用状況の表とともに一緒に見ていただければと思います。平成28年度（2016年度）ですが、件数では339件と平成27年度と比べまして、60件の増、割合におきましては21.5%の増となっております。利用人数は延べ212人で、同じく平成27年度と比べまして、25人の増、割合におきまして13.4%の増となっております。

両面印刷1枚物の裏面を見ていただけますでしょうか。こちらのほうに過去7年分の推移がわかるものを記載させていただいております。こちらの「1 公文書公開請求」のところの請求件数の欄ですが、特に請求件数が突出したのが平成24年度の568件、これは、一つにグリーンニューディール基金に係る随意契約に関連する問題が大きくなり、新聞等でも取り上げられまして、新聞社や市民からの請求が多くなったこと、この事柄だけで請求件数が108件ございました。二つに入札制度の変更で金入り設計書の

公開請求が増えたこと、この事柄で36件ございました。それから三つ目に国立循環器病研究センターの移転関係等の請求が増えたことが挙げられます。この事柄においては、14件ございました。平成24年度はこれらの合計でも158件ございまして、特に急増した年度でございました。次に請求件数で多かったのが平成26年度の449件、こちらは請求者御一人の方がされた2回の請求で144件と件数内訳で突出しておりました。今年度の平成28年度は339件となっております。

次に、また冊子のほうなんです、339件の「実施機関別内訳」を書かせてもらっております。公開請求を行った実施した期間の内訳ですが、実施機関の市長に対しての公開請求が266件と大部分を占めております。次いで教育委員会、水道事業管理者に対してそれぞれが25件、議会が12件、消防長が9件、農業委員会が2件となっております。なお、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、固定資産評価審査委員会への請求はございませんでした。両面印刷1枚物では「②実施機関処理別状況」のほうに記載させていただいておりますので、こちらのほうがわかりやすいと思います。

次に、冊子の2ページ目ですが、「諾否決定の処理状況」について、こちらも資料の両面印刷のほうにも利用状況の表で、裏面ですが決定区分の欄が集計分となっており、全部公開としたものが50件、部分公開が237件、非公開が5件、公文書不存在が46件、取り下げにつきましては1件ございました。全部公開と部分公開の合算件数を取り下げを除いた公開請求件数で除した公開率なんです、平成28年度が84.9%。参考までですが、平成27年度が86.7%、平成26年度が66.1%、平成25年度が85.5%であり、平成24年度が88.9%でございました。だいたい例年どおりの公開率となっております。

次に、339件の担当部局別と性格別の分類内訳についてでございますが、平成28年度は上水道に関する文書が一番多く、次いで道路等に関する文書が続いております。

次に、「(2)部分公開・非公開とした理由」ですが、部分公開のほうで黒塗りとした内容としましては、情報公開条例第7条第1号「個人に関する情報」が挙げられます。これはいわゆる個人情報とされるもので、個人の氏名、住所や個人印の印影などがほとんどのものです。これが157件ございました。情報公開条例第7条第2号「法人その他の団体に関する情報」は法人代表者印の印影がほとんどで111件。あと公開条例第7条第3号「意思決定過程に関する情報」というもので、これは公開することにより公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼしたり、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれや、特定のものに不当に利益を与え、もしくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるようなものですが、これは1件ございました。情報公開条例第7条第4号「事務事業執行に関する情報」ですが、その性質上、公開することによって、市の機関等の公正かつ適切な事務事業の執行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合のものが69件となっております。最後に、情報公開条例第7条第5号「法令秘となる情報」については3件でございました。非公開については、市が行う契約事務に関する情報であり、そ

の性質上、公開することにより当該事務を実施する目的が達成することができなくなり、同種の事務の公正かつ適切な実行に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるなどございました。

続きまして、3ページの「(3) 公文書不存在の状況」でございますが、公文書不存在といたしますのは、請求を受けて、その担当課が書類を探したのですが、該当文書が見つからなかったということが多く当てはまりまして、平成28年度は46件ございました。平成27年度は36件、26年度は148件、25年度は51件で少し減少したと考えられております。次に、公文書不存在の主な理由の類型といたしまして、一つ目に、「請求に係る公文書の請求に係る行為が何もなかったことにより、当該公文書が取得又は作成されていなかったことによるもの」。これは例えば、こちらの分厚い冊子の資料のほうなんですけど、7ページ、ナンバー25などがそれにあたると思われます。二つ目に、「請求に係る公文書につき、事務事業上必要でないと判断したため、取得又は作成されていなかったことによるもの」は、同冊子の4ページ、ナンバー11などがそれにあたります。三つ目、「請求に係る公文書の保存期間が経過し、廃棄されていたことによるもの」。これも同冊子の9ページ、ナンバー30などがそれにあたります。

次に、「(4) 諾否決定までの期間」ですが、条例上の規定では請求のあった日から起算して15日以内となっております、その期間で公開するか・公開できないかなどの決定処理を行われなければならないものです。平成28年度は平均で8.8日、最長のものは46日間かかりました。その46日間というのが資料の、こちら分厚い資料の45ページのナンバー210がその該当分となります。件数としましては1件、延長となってしまった主な理由は請求に係る公文書が膨大であり、その内容を確認し公開決定等の判断を行うことが通常の15日間では困難であったため、延長処理を行わざるを得なかったことによります。また、最短で事務処理ができたものは5日間であり、ナンバー114の北大阪健康医療都市推進室への請求分でありました。

次に、「(5) 利用者の内訳」では、吹田市内が191件で103人、大阪府内の方が124件で94人、府外の方が24件で15人でした。また、個人・法人等の区分では公開請求におきましては、個人のほうが法人・その他の団体の合計数よりも遥かに多かったという点でございます。

次に、「(6) 審査請求の状況」ですが、情報公開条例における部分公開、非公開、不存在の決定等に対する審査請求の件数は、平成28年度中には8件ありました。8件全部が平成29年度におきましても、引き続き審議を継続しております。また、平成28年度中に出されました審査請求内容は記載しているとおりですが、審査請求内容の1、2と3は同一の申立人から出されたものであります。審査請求の内容の4は同一の審査請求が5室に対して行われたものです。

続いて、5ページの「3 情報提供の状況について」でございます。「(1) 行政資料閲覧コーナーの利用状況」ですが、情報公開担当では情報公開条例に基づく公開請求事

務及び個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求事務以外でも、常時、行政資料閲覧コーナーというものを情報公開担当の室内に開設しております。各実施機関からの行政資料や冊子を配架し、広く閲覧していただいております。約6,800点というものを置かせていただいております。その利用者については、昨年度は8,064件で平成27年度と比べまして1,365件、割合14.5%の減となっております。延べの利用人数では7,355人、平成27年度と比べれば143人、1.9%の減となりました。再び両面印刷の裏のほうなんです、そちらの「過去7年度分 利用状況表」を見ていただけましたら、その「2 情報提供」の欄でございますが、下から平成22年度が利用人数6,179人、平成23年度が6,622人、平成24年度が6,317人、平成25年度が7,175人、平成26年度が6,897人、平成27年度が7,498人ということで、多少の増減の幅はでておりますが、だいたい7,000人弱あたりの利用状況かと思っております。しかし、この人数も単純に増えたらそれで良いとされるものではないと考えております。行政資料閲覧コーナー内にあります、特に業者の方が見に来られます、下水道・上水道・道路関係の情報が、もし市のホームページやインターネット上で見るができるようになりまして、利用人数は減ることとなりますが、そのことは市民の利便性の向上の結果とこちらでは考えております。

次に、行政資料閲覧コーナーでは、わかりやすい吹田の歴史、吹田歴史散歩、郷土吹田の歴史、吹田市統計書などの市の作成された冊子や、図書の販売のほうも行っております。昨年度は5種類16部の購入がございました。(2)の「提供した情報の内容」では、需要のあった資料の内容を記載させていただいております。需要の一番多かったのは道路・建築情報、次いで上・下水道関係という情報でございました。

次に、6ページの「(3) 利用者の内訳」についてですが、行政資料閲覧コーナーでは法人等の仕事の関係で来られる方が大半で図面のコピーや予算・入札関係の書類を閲覧される方が圧倒的に多かったということです。

続いて「第2 審査会・運営審議会の開催状況」ですが、まず審査請求に対する「1 吹田市情報公開」に関する審査会の開催状況ですが、昨年度は先ほどもお伝えさせていただきましたように情報公開条例に関する案件は8件あり、審査会を開催した回数は7回でございました。その時々々の個別の日程・案件等につきましては記載されているとおりでございます。

最後に、吹田市情報公開運営審議会の開催状況ですが、平成28年度では平成28年7月28日に開催をさせていただき、ともに平成27年度(2015年度)の情報公開制度の運用状況について御報告をさせていただき、委員の皆様方の御意見等をお聞かせいただいたものでございます。

以上、ザッとではございましたが「情報公開制度の運用状況について」、平成28年度(2016年度)の御報告を終わらせていただきます。会長、どうぞよろしくお願いたします。

石橋会長 ありがとうございます。今、説明いただいた内容等に関して委員の皆さん、御質問・御意見があればお願いいたします。

木下副会長 一つよろしいですか。

石橋会長 はい、先生どうぞ。

木下副会長 情報提供で毎年道路関係と下水道多いのですが、これはどうしてなんですか。

藤原市民部市民総務室主幹 先ほどから御説明させていただいているんですが、道路や下水に関しては、本来でしたら豊中市とかに伺っておりますとホームページ上で道路の幅とか総延長とか、下水道につきましても工管とかいうその情報がアップされているんですが、吹田市のほうではまだそこまで至っておりません。資料というか紙なんですけど、それを私どものほうで配架させていただいてまして。それを業者さんがこちらに来ていただいて写しをとって、詳しい内容についてはこちらわからない部分があり、担当課のほうに行ってください、御説明を受けていただいているという状態なんです。本当に、吹田市全体でそういった情報提供という仕組みが構築されましたら、もっと利用者の方とかの利便性は図れるとは思いますが、まだそこまで行けてないのが現状です。

石橋会長 よろしいですか。

私から見て、市民が情報公開請求をするときに基本的には、こういう文書というのをある程度特定をして請求をすることになると思うんですけど、どういう書面がどこで作られているかっていうことについては、必ずしも市民がわかるわけではないと。そのあたりで不存在の決定とかいうのはできるだけ避けるべきだし、本当に作ってないなら仕方ないんですけど、不存在に関する問題というのはずっと弁護士会内でもいろいろ議論をしてるんですが、市民がそういうどこにどんな文書があって、自分が知りたい情報がどういう形で文書という形になっているのかということを知るための工夫というか、窓口でこういう努力をします・しませんとか、そのあたりはどんなことを気にかけておられるのかなど。その辺をこう充実していることが情報公開をより良いものにするために大事なんじゃないかと思っているんですけど。まあ、意見半分質問半分という感じですが実務的にはその辺どんなこと考えになっておられるか聞かせてもらえますか。

福島市民部市民総務室係員 よろしいでしょうか。

石橋会長 はい。

福島市民部市民総務室係員 市民総務室の福島と申します。

情報公開担当のほうでは、公開請求に来られた市民の方が、ピタリと文書をすでに各担当と調整をされて、特定されて来られる方ももちろんございますが、そうでない方も沢山ございますので、「こういったものがわかるものがないか。」ということで来られるケースも沢山ございます。そういった場合に、私どものほうで、情報公開の窓口のほうで、請求の際にこういった文書であれば、どここの部署であろうということを見当をつけまして、そちらの部署と連絡を取らせていただきまして、「こういったものをお求めなんですけど、それそういった文書はありませんか。」ということをご各部署と連絡を取らせ

ていただきまして、請求者さんに「こういった文書があるんですが、こういったものの請求でよろしいですか。」というような確認を取らせていただき、御納得いただいたうえで、請求をしていただくという形はとらせていただいております。

以上でございます。

石橋会長 ありがとうございます。

そのあたり、本当に請求をする側だと、僕は弁護士会の立場上ちょこちょこやることあるんですけど、困る時があるんですよね、わからなくて。柔軟に他の市とかも含めて対応していただいているとは思いますが。引き続きそのあたり努力していただけたらと思うので。

他に御意見等ございませんでしょうか。

石橋（岳人）委員 ちょっと、よろしい。

石橋会長 はい、どうぞ。

石橋（岳人）委員 これ吹田市の話ではないんですけど、運用という話だったので、興味があり聞いてみたいと。

今回、その加計学園、ちょっと大きい話になってしまうんですけど。加計学園絡みの情報公開請求の中で、もともと公開されていた市長さんの官邸への訪問日程であったり、訪問予定に対する情報公開が出されたときに1回目の請求では開示されていたのに加計問題がこういう形でオープンになって問題化された後で、違う人が情報公開請求したら黒塗りで出てきた、一部非公開になって出てきたという事例をニュースで読んだですけども、この場合、元々公開されていたものが何らかの形で非公開になるということは、当然その御説明いただいた条例があると思うんですけど。そうすると、もし仮に吹田市でことが起きた場合には、どの辺の条例が引っかかることで元々公開だったものが非公開になるのか、ちょっと興味があったので、聞いてみようと思いました。

福田市民部市民総務室主査 市民総務室主査の福田でございます。

こちらのピンクの冊子にいわゆる黒く塗りつぶすような非公開の情報についてのものが書いております。11ページから、第7条の第1号から第5号までありまして、第1号が個人に関する情報ということで名前とかがイメージが付きやすいと思います。ページをめくっていただきまして、次のページのところが法人に関する情報ということで、法人も同じように一部出せないということが書いております。ページをめくっていただきまして、17ページ、第7条の第3号審議等に関する情報、こちらの枠で囲っている3行目のあたりから見ていただきますとイメージをつけやすいと思いますが、「公開することにより、率直な意見の交換若しくは公正かつ適切な意思決定に著しい支障を及ぼすおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの」で、いわゆる未成熟な情報ということで、例えば地下水の汚染があったりしたときに、速報値で悪い数字が出てきたけれどそれは確定ではないということで、その段階で出してしまうと、市民の方が混

乱するおそれがあるという情報は非公開とするような規定になってきます。ページめくっていただきまして、19ページに第7条の第4号事務事業執行に関する情報ということで、例えば、試験の採点の情報とかですね。人事関連に対する情報とかいうことで非公開になります。21ページに第5号法令の規定により明らかに公開することができない情報というものが、法律でこの情報を見せてはダメと書かれていましたら、そのあたりは非公開となります。

先ほどの御質問なんですけど、公開されているものが、次は黒塗りになったということは、基本的にはあり得ないことだと思います。通常ホームページまで公開されているので吹田市ではないことだと思います。ただ当初の公開に明らかな誤りがあった場合には、可能性としてはあるんですけども、原則的にはないと考えております。

石橋会長 ありがとうございます。

他、よろしいでしょうか。今回諮問案件もございますので、質疑についてはこの程度とさせていただきます。

次に、案件3「吹田市情報公開の制度運営に関する重要事項についての諮問」を受けたいと思います。諮問内容について説明をしてください。

柿本市民部市民総務室参事 市民総務室参事の柿本でございます。それでは案件3「吹田市情報公開の制度運営に関する重要事項についての諮問」につきまして御説明させていただきます。

まず、今回の諮問の理由ですが、情報公開制度は市民の知る権利を保障するとともに市政に対する市民等の関心を高めることで、市民等の広く公正な民主的な市政の参画を強めるという目的で実施してきたため、制度導入当初より公開請求に係ります手数料につきましては原則無料としてきました。ただし市民以外の方、市外の方につきましては公開手数料として請求1件に当たり300円をいただいております。

しかし、近年、制度設立時には想定しておりませんでした一部の請求者からの大量の情報公開請求が発生しております。こうした事態に対応するため受益と負担の公平性の観点から経費負担の大きい部分公開に限り、一定の実施手数料の負担を導入するにつきまして本審議会に意見を求めるものでございます。

それでは本日お配りいたしました「吹田市情報公開の制度運営に関する重要事項について（諮問）」と題しました諮問書のほうを御覧ください。

まず、諮問事項ですが、「1 諮問事項」を御覧いただきますようお願いいたします。今回、公文書の公開請求に係る実施手数料につきまして諮問をさせていただきます。諮問させていただくに至った経過でございますが、後程お示しいたしますため、ここには記載しておりませんが、平成28年度の情報公開請求の内、部分公開決定となったものの中で約48,000枚、8,000枚、3,600枚という大量の情報公開請求がございます。この48,000枚の公開請求につきましては、職員が約1,300時間の作業時間を要しました。このような事情を受けまして、応益性の観点から新たに部分公

開の開示実施に係る手数料の制度を設け、市民の方に一定の御負担をお願いしたいと考えております。

次に、具体的な手数料の内容ですが、諮問書の「2 諮問内容（改正内容）」を御覧ください。現在、市外の個人・法人からの情報公開請求に限り、1件当たり300円の手数料を徴収していますが、今後は別途、部分公開に限り、100枚を超えた場合実施手数料といたしまして1枚当たり5円を御負担いただきたいと思いますと考えております。その下に現行・改正案対照表をお示ししております。手数料の区分としまして表中の「(1) 請求手数料」につきましては、これまで市外の方は請求1件当たり300円を御負担いただいております。今後はこの請求手数料とは別に、その下「(2) 実施手数料」としまして表中の右下部分にございますとおり部分公開に限り100枚を超えた場合、100枚を超える部分につき1枚当たり5円（100枚まで無料）として手数料を御負担いただくものでございます。この5円の積算につきましては後程御説明させていただきます。

続きまして、お手元にお揃えしました資料、「情報公開請求に係る情報公開実施手数料の導入について」と題しました右上に資料と書いたものを御覧ください。情報公開制度の現状と手数料導入理由等を御説明させていただきます。

まず1ページを御覧ください。「1 情報公開制度の概要」としまして本市の情報公開条例の変遷をお示ししております。本文そのまま読み上げさせていただきます。

吹田市における公文書公開制度は、昭和62年から施行されている「公文書公開条例」により運用してきましたが、国の「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」が平成13年4月1日から施行されたことなどを受け、平成14年3月29日に同条例を全部改正し、「情報公開条例」として平成14年7月1日より施行しています。

平成28年におきましては、平成28年4月1日からの施行として、行政不服審査法の全部改正に伴い、審査請求時における情報公開・個人情報保護審査会における取扱いについての一部改正を行いました、ということです。

続きまして、その下の「2 吹田市情報公開制度の現状について」を御覧ください。まず「(1) 本市における情報公開請求の現状」ですが、まず①としまして過去5年の公文書公開請求の件数をお示ししております。過去5年の傾向といたしましては横ばいからやや減少傾向にあるのかなと認識しております。

次に2ページのほうをお願いいたします。②としまして過去5年のそれぞれの最大請求枚数をお示したものになりますが、平成28年度は突出した情報公開の枚数となっております。また、ここに記載しておりませんが2番目に多い枚数も8509枚、3番目も3610枚と過去と比較しましても平成28年度が大量の枚数となっております。これらの作業に大量の事務経費が発生いたしましたため、応益性に基つき負担を求めることに至ったものでございます。

次に③としまして、平成28年度の部分公開請求の枚数別件数を100枚刻みでお示ししております。非常に大量な請求事案が発生した中で公開に要する費用を応益負担の

原則に基づき受益者である請求人に御負担していただく一方で、従前からの公開請求の制度とのバランスをとる必要があると考えております。この平成28年度のこの実績でみた場合、100枚までの手数料をこれまでどおり免除とした場合、145件中118件、全体の81.4%の方に対して従来どおり手数料に係る事無く情報公開請求ができますため、今回100枚以下に関しては手数料の負担を免除したいと考えております。

次3ページを御覧ください。(2)としまして、参考までに平成28年度にありました、先ほど申しあげました3件の大量請求の枚数の部分公開の全体を占める割合を円グラフでお示ししております。上位3件ですが先ほど申しあげましたが48,033枚、8,059枚、3,610枚となりましてこれを合計しますと59,702枚となります。これを全体が67,989枚になりますので、これを割りますと約87%になります。この3件による公開請求事務の負担がいかに多いかということが御理解いただけるかなと思います。

次に4ページお願いいたします。3の改正案の考え方ですが、(1)で先ほど御説明させていただきました手数料の算定根拠をお示ししております。額につきましては1枚当たり5円をお願いしたいと考えております。これは部分公開の場合、まず原本を1枚コピーいたしまして、それに住所や氏名・個人情報を黒塗りですね、黒く塗った後で内部決裁をとるための起案用に1枚、そして閲覧用に1枚とさらに2枚をコピーとりますので最低限3枚のコピーが必要ということになります。このコピーに係る実費になります、コピー用紙代とコピーチャージ料が3枚で5円43銭掛かります。この5円43銭の1円未満を切り捨てました5円を御負担いただこうと考えております。その他の経費としましても人件費を含めると1枚当たりの手数料は約75円となります。この点につきましては市民等の知る権利の保障と市民の市政への積極的参画を促す観点、また他市との均衡も考慮いたしまして人件費を除きますコピーに係る実費分5円43銭から1円未満を切り捨てまして、5円を最低限必要な経費として御負担いただくというふうに考えております。

次にその下の(2)の免除の基準ですが、これは先ほども申しあげました理由から、100枚までを免除したものでございます。念のため、(2)の免除の基準について読み上げさせていただきます。非常に大量な請求事案が発生する中で、公開に要する費用を応益負担の原則に基づき受益者である請求人に負担していただくとともに市民等の情報公開請求の抑制を最小限に抑えるため100枚までは実施手数料を免除し、およそ8割の請求については、従来どおりの負担となるようにしたいと考えております。

最後に一番下の表ですが、これは免除基準を100枚にした場合から200枚した場合、300枚にした場合、順に100枚ずつ上げていった場合影響を受ける件数の割合を、これは平成28年度の実績に基づいてシミュレーションしたものでございます。資料の説明につきましては以上でございます。

続きまして、参考資料につきましても簡単に御説明させていただきます。参考資料を

御覧いただけますでしょうか。1枚めくっていただきまして、まず1ページですが、これは公文書公開に係る手数料の他市の状況、特徴的な市の現状をお示ししております。一番下の埼玉県草加市ですがこちらが1枚につき市民の方については20円、市外の方については40円という形で実施手数料を徴収しております。先ほど提案しました形に近いものがその上の春日井市でございまして、こちらは100枚以内は100円、100枚を超えた場合は1枚につき5円を徴収しております。

次1ページの2、1ページの3を御覧ください。これは今回の諮問するにあたりまして近隣6市を含みます23市に対して、大量請求の状況についてアンケート調査を行ったものでございます。ページ1の2からページ1の3にその調査票をお付しております。1枚めくっていただきまして、2ページから調査結果を各市順番に豊中市から佐賀市までお示ししております。4ページまででございます。

続きまして、5ページでございますが、こちらは「吹田市使用料・手数料及び自己負担金改定に関する基本方針」としまして吹田市の企画財政室のほうで、いわゆる市全体のいろいろな施設利用する場合の使用料であるとか、住民票の手数料であるとかそういったものの考え方につきまして基本方針を定めております。それを参考までにお示ししております。5ページから8ページまでになります。

それから9ページと10ページが手数料に関する調書、これも企画財政室のほうで作ってるもので、決められたフォーマットに必要な経費等をいれましてどれくらいの費用が掛かっているのかということで、こういった様式を作っております。9ページが記入要領で実際の調書が10ページになります。

続きまして11ページですが、先ほど申し上げました大量請求ですが市民課が実施機関となったのですが、それに掛かりました作業であるとか公文書の対象枚数・作業時間等をお示ししております。一番下に人件費を含めた1枚当たりの経費を書かせていただいております。1枚当たり75円80銭の経費が掛かっております。これが11ページでございます。

最後になりますが、12ページで実際に大量請求の黒塗りをいたしました。どんな形でも出させてもらったかということ、こういった作業が必要だということを示しております。上のほうは当該文書の個人情報部分に黒いマジックか何かで黒塗りをしてそれをコピーして出してもらう。下のほうは台紙のようなものを作りまして、それを同じ様式の手紙が規定の台紙のようなものを上に乗せることによって事務軽減を図る、これを上に置いてコピーを取るといった作業をしております。

簡単な説明でございましたが、以上でございます。

石橋会長 はい、ありがとうございました。それではこの件に関しまして委員の皆さんの御質問・御意見があればお願いいたします。

西岡委員 これ本当に48,000枚って必要で、読みますか。何のために、目的とか何に必要としているか。

柿本市民部市民総務室参事 情報公開につきましても目的は一切問わないということに。

西岡委員 何も費用とっていないのですか。

柿本市民部市民総務室参事 市内の方でしたので、閲覧については、コピーを欲しいというのであれば1枚10円です。

西岡委員 実際、閲覧ばかりしていったのですか。

柿本市民部市民総務室参事 一部コピーも持って帰っておられました。

西岡委員 思うのですが、この費用を見たときにこれ税金ですよ。信じられない、なんでこんなに必要なの。こんな市民が知ったら「えっ」て思いますよ。無駄遣いしないで。

大枝委員 西岡さんの仰ることと全く同感なんですけど、先ほど御説明の中で受益者である請求人というお話があったと思うんですけども。請求人というのは、この場合受益者という考え方でいいんですか。例えば住民票なんか個人的なものであれば自分のものであるから明らかに受益者というのはわかるのですが、情報公開して欲しいというのは自分の利益でやっているのか、公のため、何かのためにやっているのかという考え方はどうなんですかね。

木下副会長 私もそこはちょっと引っかけまして。条例の趣旨目的は公正な市政の実現っていうある種、市のために建前になっていきますよね。その人、実際にどう使うかわかりませんが、トータルで情報を公開することによって市政がまともになるって言うことで言うと、逆に言うとそういう請求権者によって市がよくなるという、やってくださるということを狙ってやっているの、実際に費用をどうするかというのはまた別の話として。例えば、市民会館の部屋を借りるときに使用料金が掛かるという議論と一緒にされるのはちょっと議論の筋が悪いなと思うんです。だから実際に費用が掛かって市の職員の方とかがいろいろ大変だという話は、ちょっとまた別の筋の議論をしないとかえって反発を招くのではないかなと。

石橋会長 議論を少し整理しないとダメなんじゃないかなと思うんですけど。どういう趣旨で仰っているかというのは、一つは大量の情報公開請求があってそれについて利益を得ているのに税金の負担でそれをやるのはおかしいのではないかと、ということをお西岡委員に言っていたんだと思うんですけど。一方で木下副会長とか大枝委員が仰ったのはどっちかという、それは制度として情報公開制度というものが保障されていてその人、それを維持すること自体で言ったら市民の利益があるのだから、それを使う以上はお金を負担しなさいというのは若干筋が違うのではないかと。こういう趣旨で仰っているということで。だから、どっちかという前者は改正案に賛成そういうニュアンスに聞き取れるんですけど。副会長なんかはどちらかというそれは筋が違うのではないかと、反対までというかは別として。

西岡委員 これがね100枚、300枚とかやったら別にもういいだろうと思うでしょうが、これは数字が違いすぎると思います。

木下副会長 そこを防ぐ方法がないかなと。

西岡委員 そうだと思う。

石橋会長 それが難しい。事例としては、大阪市で非常に悪意で激しい公開請求がされたので大阪市が我慢できなくて、これはもうダメだということで裁判になったんですよね。勝訴していたはずですが。だから、そこはある種の悪意であるとか自治体に対してある程度の損害を加えても構わない意図のもとで、それが目的で行為をやった場合は不法行為というか一定の責任を負うべきだし、一つの抑止が必要になる。だけど、それ以上に何か効果的な方法があるわけではないし、それを狙って費用負担させるのも何か変ではないかと。僕もどっちかというところそういう意見ではあるんですけどね。そこは、やはり情報公開というのは確かにそれをやって具体的に活動する人は何か利益を得たり、ないしは自分のためにやっているかもしれないけれど。でも、情報公開という制度があって、誰でも言うたら目的を問わず利用できるということに、実は価値があると言ってしまえば、それは費用負担を求めるといのはどうなんだろうかということに。負担を求めるわけですからある種の。

西岡委員 コピー代もらったんですか。全部。48,000枚。

柿本市民部市民総務室参事 もらっておりません。

西岡委員 もらっていないんですよ。

柿本市民部市民総務室参事 交付をした場合は、コピー代を。

西岡委員 これは、交付をしていないのですか。

石橋会長 今の立て付けは、コピーを渡したら10円必要です。だからコピーをお渡ししている場合はその分費用はもちろんもらっています。だけど、いろいろ閲覧に供するに当たって、マスキングしたりしないといけないから、その手数料とかはもらっていません。こういうそれは制度が無いから、そこから一定枚数以上はもらいましょうというのが今回の改正案で。

西岡委員 それは必要だと思います。

大枝委員 今、コピーということで限っていますけど、実際には今言ったマスキングにすごく時間が掛かるというわけで。そこはやっぱりある程度基本的に例えば1件につき月これぐらいの時間であればいいけども、それ以上掛かるのであるなら実費いただきますよ、というような考え方のほうが私はそのほうが公平やと思うんですけど。

石橋（岳人）委員 そこでいくと先ほどちょっと御説明があったように元々情報公開に多いのは土木であったりというものが多いと。そもそもの話でいけば、いわゆる公文書の部分が手をかけずにオープンにできる体制さえできてしまえば、実はこれも発生しないということはあるわけですよ。行き過ぎた議論になっているのはわかっているんですけど。極論だっているのもわかっています。ただ、先ほど会長が仰ったとおりで、個人的に言えば諮問の内容はOKにしていきたい前提はあるんですけど。会長が仰ったように、この論拠でいった時にどういう反応が来るかっていうのは大半の人は、「そうだよね。」という話であるんですけど。ただ、やっぱり情報公開というのが制度として認め

られている以上、それをどう判断するのかというのは人間の判断。どこまでするかというそれこそ、宝塚市さんの回答の中でやっぱり前に大量請求があつて、でも実際には来なかった、見に来なかったというのがあつて、これどうするのかと。でも、何回もしてるわけではなくて、権利の濫用ではないということで非常に苦慮しているということを書かれたりしていますので。それに頼るのは、やはり情報公開したい人っていうのは市役所に対して、市に対して何らかの不満を持っている、「もう少し何とかしてほしい、でも見えないから自分たちで分析したいので、こういう情報ください。」ということをお願いしているわけであつて、そうなったときに市はそれに応えなきゃいけない。確かにそこに掛かっているコストはどうするかというのは、本当にさっき分けていただいたように、議論を分けるべきだと思つていますし、だからそう考えたときにコストを無視すれば、本来公開できるものを素直に出せるようになっていけば問題ではないですよ、というのは、これは本当の本質の本質を突き詰めていけばそうだと思つているんですけど、なかなか出来ないこともわかっているんですよ。ただやっぱり小さい政府といいますか、できる限り公の部分というのはクリアになっていて、いろんなことが素直に出てくれば本来あるべき姿ではあると思うんですよ。ただ明日には出来ない話なので、どうしますかというのが今の話でも分かると思うんですけど。

石橋会長 僕の感覚としては理想論を言えば、市民が費用もかけずに情報へアクセスできる。もちろんその中には公開に適さないものもあるので、一部の労力をかけてマスキングをして出していく。こういうのが本来の理想論だけれども。一方で人には限りがあり、ましてや地方自治体という限られた枠内で対応しなければいけない、そのバランスの問題なんだろうと。そこは理想論を突き詰めたりすれば、「夜なべしてでもやれや。」とこういう話になるんだろうと思うんですけど。やはりそれは非現実的だし、それこそ税金の無駄遣いではないかと。だからそこはバランスだし、市民もそこはある種、理解をして協力をせざるを得ないと。みんな自治体の言ったらメンバーなんだから、「そこは無理だよ。」と言うんだったら「じゃあ、こうしようか。」という一つのメニューとしてこういう費用負担も存在をする。こんな話なのかなと思つてはいるんです。

ちょっと質問なんですけど、これね大変なのは、要は期間が決まっているからドカンと公開請求されると皆でそれこそ夜なべしてという話になると。例えば、1万件欲しいんだけど分割して100枚になるように請求例えばかけたとするじゃないですか。例えば、僕はいっぱい欲しいけど、いっぱいドカンとすると今回の制度だと費用が掛かっちゃう。それはそれで、だったら100枚ずつ100枚未満になるように公開請求をバラバラと順番で、例えば半年間かけてやったら、結局手数料掛からないという理解になるんですか制度的には、そうなるんですよ。

福田市民部市民総務室主査 そうですね。仰るとおり分割というのは基本的に想定されていないということと、あと、特定の公文書ということなのですぐに何枚かというのはわからないというのが一つありますので、今のところ分割して請求された場合は基本的に

対応できないかなと。

石橋会長 僕が言いたかったのは、制度審議でも言いましたけど、例えば聞くじゃないですか。「これ5,000枚あります。」とか言われてしまった時に、それやったら一旦取り下げるからと。文書の中身とか内訳なんかもわかるじゃないですか。例えば、1件で分割のしようが無かったらそれは費用を払ったらいいけど、件数が例えば100件あって「合計が5000枚でございます。」と。そうだったら一旦取り下げて「これとこれを公開請求する。」と言って1回公開請求受けて、改めてもう1回別のところで請求して行ってバラかしていったら。

高田市民部部長 そういう本来一つの情報を10分割、100分割し別々に扱うかというのは運用面になるかと思えます。ただ明らかに一つの情報なんだということであれば一体として扱わざるを得ないのかなと考えております。

石橋会長 情報公開というのは基本的に文書で見るとはじゃないですか、情報ではなくて。ある種、一つの「何々に関する件」としても公文書が例えば100件あったら、100件公開請求するわけですよ。細かく分ける、言ってしまえば。さっきの「短期間に一気にやるから大変なんですよ。」という質問に繋がるんだけど。それはトータルで、例えば1年で区切ってトータルで見たら労力って一緒なんだけど、それがバラバラになってしまえばそれは労力としてどうなんだろうね。もっと言うと、市民側がどうしても実施手数料払うのが嫌だということであれば、そういう避け方もしても構わないのかという質問なんですけど。

高田市民部部長 わかりました、まず職員の労力を減らそうとして今回御提案しているのではないというのがまず1点。市民の方の「知る権利」と先ほどもこの費用は誰が負担をするのかと、「受益と負担の公平性」の観点と申し上げましたけども、知る権利を実現するというそれが利益ということになるのかなと思えますけども。それが結果的に民主的な市政の実現とかそういったことに繋がっていくという、公益性は非常に強い制度だとはよくわかっております。そこの知りたいという権利とその受益とそれと一体その費用をどなたに負担をしていただくのか、今は我々の情報公開の理想的な考え方に基いて全額公費で負担していきましようということだったんですけど、やはり少し偏りがあるので幾らかは請求者の方に御負担いただけないといけないのかなということなんです。あくまでも、バランスの問題ということなんです。資料の中の「吹田市の使用料・手数料および自己負担金改定に関する基本方針」の中には、基本的には手数料の場合はコピー代のような物件費的なものと人件費の合計で計算するというのが大原則になっています。今回は他市の状況ですとかを考慮して、今申し上げたようなこの制度の作業等から人件費を含めたら1枚75円ぐらいになるという計算ですけども、その人件費部分はずして、物件費部分、紙代とかコピー機のチャージ代だけにしたいということで考えております。

石橋会長 若干、誤解があつてはいけないんですけど、僕が言っているのはそうやってバ

ラかしたことについて網をかけるという意味ではなくて。むしろ、例えば自治体の応益負担みたいな話をしたときに自治体の負担がね、やっぱりドカンと請求されると、やはり期間制限という枠もある中でそれは負担が大きすぎる。だからそういう形については、ある種の負担お願いしよう。そうであるならば、あまりにも短期間に非常に大変な仕事になるのであればね、その公開請求を分けるであるとかそういう。まあその人の選択になると思うんですけどね。それでもすぐにでも欲しいというのなら、じゃあ費用払ってでもやって頂戴ということになるし。まあまあボチボチでいいわという話であればそれは分けたっていい。それで市全体として公開請求がずっと100枚未満のケースがダーっと増えていけばそれはそれで結構なことではないですか。だからそこまで窓口で案内する必要があるかどうかという、どうかと思うんですけど。この制度を実現するとしても、公開請求に対する市民のアクセスが制約されるようなことにはならないようにいろんな道筋を窓口なりで提案してあげたらいかかかなと思ったりもするんです。

森本市民部市民総務室次長 会長が言われるのは、おそらく価格・労力その分を誰が負担するのか我々は着目したんですけど。会長が言われるのは、おそらく時間内で余った余力でもってバラけながらやったらどうなんですかというお話だと思うんです。ですけど、今回の場合、特に市民課ってところの繁忙期で起こった案件なんですけども。殆どで残業でせざるを得なかった、「そこまでやる必要あるの。」ということと言われるかと思えますけど、その労力に掛かった残業時間も人件費ですね。これをすべて市の方が負担するというのがちょっとどうかなというところで。

石橋会長 切って悪いんですけど、僕が言いたいのはそういうことじゃない。それは、最初木下副会長も仰ったような話なんですけど。そういう議論をすると非常に筋がおかしくなるというか。それだったら残業代も含めて請求しろという話になっちゃうから。それはやっぱりおかしいんですよ。そんなこと言ったら自治体がそこら辺のサービスを提供してる弁護士事務所であるとか、一緒じゃないかという話、サービスを受けたらそれに応じた費用を払う。そういうものではないではないか。そこは議論の質、そういうことだからと言うてしまえばある種の反発も招くだろうし、筋も違うんじゃないかと。だけど、丸々反対という意味じゃないんです。一方でさっき僕が言ったように、制度自体は理想はあるけれど、それはそうなんです、現実にはそれは無理だという場合もあるし、仰るように残業しないといけない場合もあるし。それはそれで無理なものは無理だと。いきなり全市で管理している情報を公開請求しよう、公開せよと言ったら法律上は可能なかもしれないけれどできるわけじゃないじゃないですか。そこは、ある種の負担をしないといけない。その一つの方法として、一括で短期間で100枚以上するのであれば、それはそれでそういうメニューがあるということで理解するんでしょうね、という質問というか僕がそう理解している披露しているだけなんですけど。

木下副会長 補足させていただくと、私も別に大量請求があった場合に一定の料金を徴収すること自体はやむを得ないと思うんですよ。しかし、これはどうしてなのかという説

明の仕方がね、請求したやつが悪いとか、こいつが利益を得ているから払わしてやるんじゃないで。これは市民の財産をみんなで使うときに、一定のルールを設けないと制度自体が破綻してしまうということ。だから、情報公開という制度をきちんと運用していくためには、一人のために全部そっちに掛かってしまって他の情報公開請求が疎かになってはダメなんじゃないですか。そういう意味で、大量請求があった場合には一定の費用負担をしてもらう形でそっちはある程度我慢してもらうなり、実際に物件費が掛かるわけですからそういう話で。ここに人件費の話を絡めると、また筋が悪い。だって公務員、税金で雇われているので仕事を市民のためというのは当たり前なので。「お前のためにこんな仕事してやったんや。」というのは、仮にそうであっても現実には、絶対言っただけはない話だと思うんです。だから、そこは言いたいのは我慢して、その一定かなり特殊に大きい請求があったので、それについてのコストが掛かるので、これについての負担を一定分求めることによって適切な情報公開制度の運用とか維持に繋がるみたいな説明にして欲しいなと僕は思います。

西岡委員 それでコピー代の負担やね。

木下副会長 コピーは自分でやるんでそれはいいと思います。でも実際に部分開示、部分開示にしたらかえって不利益になるのもちょっと引かかるんですけど。それもやむを得ないなと。コストで説明すればわかります。コストで説明すれば3枚コピーしないと行かないという、その話であったら市民も納得されると思いますけど。

高田市民部部長 事務局の説明の仕方が舌足らずで申し訳無かったです。仰っていただいているように、制度運用を抑制しようという気持ちは全くありませんし、職員が市民のために働くというのは当然のことですので、そこを減らそうという意図は全くございません。ただ、バランスというのもありますし、先ほど先生も仰っていただきましたけども、トータルで行政サービスが安定的に提供できるかというのにも影響がございます。例えば、コピー用紙代なんかも予算の上限は決まっておりますので、どこかに集中して使うと他に足りなくなってくるので、トータルでというのは住民サービスを向上させたいという観点からの御提案であると考えております。

先ほどの事務局の説明の中で、道路や下水道の情報公開が豊中市さんに比べて若干負けているような説明もあったんですが、吹田市は情報公開自体に非常に積極的に取り組んでおります。これは情報公開担当している市民総務室だけではなくて、全庁的に市長から号令が掛かっております。求められる前に公開していくようにということで、これは何回も指示を受けております。そういった観点で各部局取り組んでおりますので、決して情報公開制度について消極的ということはございません。むしろ積極的に取り組んでいます。情報公開請求は基本的には全部開示の案件、自由に閲覧していただくとかそちらのほうが基本で、むしろ個人情報含めた部分公開はどちらかというところと例外なのかなと思います。個人情報公開できないわけですけども、その中でも可能な限り努力をして開示をしたいという姿勢で取り組んでいるのが部分公開ですので、そこには丁寧な対

処をしないとイケないので、逆に費用も掛かるんだということで、御理解いただけたらと思います。

石橋会長 他いかがでしょうか。一応、諮問なので承認かどうかというところなんですけど、これ事務局にも質問なんですけど。一つの付言というか承認するにせよ、もちろん反対ということもあると思うんで、皆さんの御意見聞いたうえでということですが、「その制度の主旨について今日の議論を踏まえた丁寧な説明を心がけること」とか、「この制度の導入によって情報公開制度自体が委縮することが無いように十分な配慮と告知をすべきだ」というようなことを付言を添えて承認する。承認するとしてもそういう形のほうが今日折角議論していただいたことなのでいいのかなと。まあ文案というかその辺は事務局と相談してということだと思うんですけど。その形でもいいんですかね、ある種の付言を添えてというか。

高田市民部長 もちろんこちらの審議会で自由に審議をしていただいて御意見をいただきたい。その中で今仰られたようなことでしたら、この後、承認という事で御意見をいただけたら条例改正が必要ですので、市議会の方に御提案をしていきます。まず、市民の代表である議会のチェックをいただいて、了承されれば条例として成立します。より丁寧なことということで、我々もすぐさま実行ということではなくて十分な周知期間において、丁寧に市民の方に説明したうえで実施していきたいと考えております。先ほど会長のほうからも、事務処理に時間をかけたらいろんな意味でも負担が減るのであればそういう方法もあるなということで、そういったことについても検討してまいります。

石橋会長 推奨していいのかはよくわからないんですけど。ただ、現実的な話としては、結局コミュニケーションだと思うんですよね。僕らも情報公開請求するときって結構窓口の人とはざっくばらんに話をして、こうなんですよ言われたら、初めから何か事情があつて言うなら別ですけど。そんなに窓口ともある意味調整をしながら公開請求をやっているというのが実務感覚ではあるので。もう「情報提供でやってください。」って言われたら「いいですよ。」とかやったりで結構やっているの。その辺の中で、例えばバラバラにしたらどうなるんだろうなと思ってみただけなんですけど。僕ならそうするなと思ったんで。時間があればですけど、だから参考までに。

どうですかね。勝手に言いましたけども二つ、制度の改正には市民の了解を得られるようにきっちり説明をすること。それと、制度自体導入後も情報公開の制度について萎縮することがないように十分配慮すること。というあたり、その二つの主旨を加えて承認するというのでいいんじゃないかなと僕は思っているのですが、皆さんいかがでしょうか。

<全委員同意>

石橋会長 いいですか。では、そのようなことで皆さんの同意をいただいたということで、

私のほうで答申をまとめ提出するということになっておりますので、またちょっと事務局と少し調整させていただきながら、私のほうで答申をまとめて提出させていただきたいと思います。では、案件3については、以上とさせていただきます。

続きまして、案件4「その他」に入ります。委員の皆さん、その他その場で仰っていただきたいことはございませんでしょうか。

<意見なし>

石橋会長 よろしいでしょうか。では、各委員に置かれましては長時間ありがとうございました。「第50回吹田市情報公開運営審議会」はこれにて閉会いたします。

以 上